

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 御荘造園開発 (株)
業者の住所 : 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2 0 3 - 2
- 2 指名停止措置期間 : 平成23年 3月 9日～平成23年 6月 8日(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要

御荘造園開発(株)の前代表取締役は、在任中の平成22年8月7日、宇和島市内の国道で乗用車による人身事故を起こし現行犯逮捕され、平成23年1月6日、自動車運転過失致死傷の罪で宇和島簡易裁判所から罰金100万円の略式命令を受けた。

- 5 指名停止措置理由

御荘造園開発(株)の前代表取締役が自動車運転過失致死傷の罪で、宇和島簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達>

(指名停止の期間の特例) 第3条 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。 二 (略)
--

○問い合わせ先 本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026